

令和8年度シンガポール市場及びベトナム市場における誘客プロモーション業務委託 仕様書(案)

本仕様書は「令和8年度シンガポール市場及びベトナム市場における誘客プロモーション業務」(以下「本業務」という)の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、九州縦断観光ルート協議会及び福岡国際空港株式会社(以下「発注者」という)と受注者が協議のうえ、契約上の仕様書を定めることとする。

1 概要

福岡空港への直航便が就航しているシンガポール市場及びベトナム市場をターゲットとして誘客プロモーション等を展開することで、北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市(以下、「4市」という。)をはじめとする九州の認知度向上や旅行者の誘致につなげることを目的とするもの。

2 業務の内容

(1) 全体業務関連

- ・ 本仕様書に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・ (2)～(4)の業務を遂行するための実施計画(スケジュール含む)や実行体制、個人情報管理やセキュリティの観点等を踏まえること。
- ・ 提案にあたっては、予算配分をシンガポール市場:ベトナム市場=7:3を目安とすること。
- ・ 4市の素材を活用し、継続的に使用できるプロモーション動画を作成すること。
- ・ 例えば、8月の旅行博に出展するなら秋のスポットを取りまとめるなど、実際にプロモーション時期を考慮し旅行商品を造成すること。

(2) シンガポール市場

シンガポール市場における4市の認知度向上及び誘客促進を目的に、当該市場の特性、ニーズ等を踏まえ、4市周遊を意識した面的なプロモーションを行う。

① 市場の特性に合致した共通テーマ(食・自然など)の設定

4市の認知度がまだ途上であることから、さらなる認知度向上のため4市で共通したテーマ(食・自然など)を設定し、プロモーションに活用する。

- ・ 共通テーマの選定にあたっては「シンガポールの市場特性」と「4市の有する観光資源」の2つの観点について選定理由を明記すること。

- ・ 共通テーマについては、4市の観光素材のバランスを考慮したものとする。
- ② 4市の周遊旅行商品の造成
- 来日時の平均宿泊数が約8日というシンガポールの市場特性から4市の周遊が期待されるため、4市を周遊する旅行商品の開発を行う。
- ・ 実施スケジュールをあげて提案すること
 - ・ 旅行商品は福岡空港を起点に4市を経由するルートとすること。なお造成にあたっては、4市のバランスを考慮すること。
 - ・ 造成に当たっては4市と意見交換等を行うこと。
 - ・ 造成数や販売数などの具体的な KPI を示すこと。また、造成に当たってはシンガポール人の訪日旅行の実態・嗜好等を踏まえること。
 - ・ 選定する観光資源と理由を明記すること。
 - ・ 造成した商品を盛り込んだ販促物を作成すること。
- ③ 4市の認知度向上及び旅行者数の増加につながるプロモーション
- ①、②の取組を踏まえシンガポールにおける4市の認知度向上・誘客につながる戦略的なプロモーションを行う。なお、具体的なプロモーション手法については、事業者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。
- ・ 提案に当たっては、4市の現状とシンガポール市場の傾向を踏まえ、ターゲットを明確に示すこと。
 - ・ 実施スケジュールをあげて提案すること。
 - ・ BtoB、BtoCにこだわらず目的の達成に効果的な取組を実施することとし、プロモーション手法に応じた KPI を示すこと。
- ④ 旅行博等への出展
- 期間中に旅行博等に出展し、旅行商品の販売及びこれに資するプロモーションを行う。
- ・ 提案に当たっては旅行商品を販売するのに最も効果的な旅行博を選定し出展すること。また、提案理由や効果的だとした理由を明示すること。
 - ・ 出展料(基礎装飾込)、追加装飾、スタッフ配置、パンフレットの印刷費・ノベルティ制作、4市から現地へ送付するパンフレット等の輸送、ニーズ把握等、展示運営に必要な費用の一切を含むこと。
 - ・ ブースのイベントなど、4市の認知度向上及び誘客につながる効果的な取組みを提案すること。
 - ・ 選定する観光資源と理由を明記するとともに、シンガポールから4市への主な

玄関となる福岡空港と、4市を結ぶ新幹線ルートでのPRを含むこと。

- ・ 実際に旅行商品を販売すること。若しくは他事業者が出展するブースまたは委託事業者にて出展するブースと連携し、旅行博内で4市の旅行商品の販売を行うこと。
- ・ スタッフについては、来場者への対応ができる者を常時1名以上配置すること。なお、このほかに4市からも職員を派遣する予定であり、その渡航にかかる諸手続きも行うこと。(4市からの職員旅費は当該委託に含まれない)
- ・ ニーズ把握は具体的な手法や規模、効果を高める工夫などについて提案すること。
- ・ 令和7年度に制作したパンフレットは4市からデータの提供を行うものとし、現地で印刷するなど費用の低減を図ること。
- ・ 主催者との連絡・調整等を行うこと。

⑤ 留意事項

- ・ 上記①、②、③、④のプロモーションは、令和7年度に造成したモデルルートを活用するなど、福岡国際空港株式会社(FIAC)、連携都市を結ぶ二次交通事業者等(九州旅客鉄道株式会社等)やレンタカー事業者等との連携によるプロモーションを前提としていることから、本事業の効果が上がるような連携の内容など、具体的な提案を行うこと。
- ・ 上記①、②、③、④で制作した広報物や令和7年度に制作した広報物も活用し、JNTOが持つオウンドメディア(SNS等)での情報発信やJNTOシンガポール事務所が実施するイベント等での横展開などJNTOに対して協力の依頼を行うこと。
- ・ 契約締結後は受託事業者において連携事業者との各種調整を行うことを前提としていることから、実現可能性のある提案とすること。

(3) ベトナム市場

ベトナム市場における4市の認知度向上及び将来的な旅行ニーズを取り込むことを目的に当該市場の特性、ニーズを踏まえた戦略的なプロモーションを実施する。

① 市場の特性に合致した共通テーマ(食・自然など)の設定

「九州」の認知度がまだ十分でない状況を踏まえ、さらなる認知度向上のため4市で共通したテーマ(食・自然など)を設定し、プロモーションに活用する。

- ・ 共通テーマの選定にあたっては「ベトナムの市場特性」と「4市の有する観光資

源」の2つの観点について選定理由を明記すること。なお、シンガポールプロモーションで設定したテーマと一致させる必要はなく、ベトナムの市場特性に応じたテーマを設定すること。

- ・ 共通テーマについては、4市の観光素材のバランスを考慮したものとする。

② 4市の認知度向上及び将来的な旅行ニーズの取り込みに資するプロモーション

ベトナムにおける4市の認知度向上・誘客につながる戦略的なプロモーションを行う。具体的なプロモーション手法については、事業者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。

《プロモーション手法の提案について》

- ・ 提案に当たっては、4市の現状とベトナム市場の傾向を踏まえ、ターゲットを明確に示すこと。
- ・ 実施スケジュールをあげて提案すること。
- ・ BtoB、BtoCにこだわらず目的の達成に効果的な取組を実施することとし、プロモーション手法に応じた KPI を示すこと。

③ 留意事項

- ・ 上記①、②は、福岡国際空港株式会社(FIAC)、福岡空港に就航している航空会社や連携都市を結ぶ二次交通事業者(九州旅客鉄道株式会社等)との連携によるプロモーションを前提としていることから、本事業の効果が上がるような連携の内容など、具体的な提案を行うこと。
- ・ 上記①、②、で制作した広報物や令和7年度に制作した広報物も活用し、JNTO が持つオウンドメディア(SNS 等)での情報発信や JNTO ハノイ事務所が実施するイベント等での横展開など JNTO に対して協力の依頼を行うこと。
- ・ 契約締結後は受託事業者において連携事業者との各種調整を行うことを前提としていることから、実現可能性のある提案とすること。

(4) 効果検証

- ・ (2)、(3)におけるプロモーションを通じ、旅行者や旅行会社のニーズを把握し、シンガポール市場・ベトナム市場における課題をまとめ、ニーズ分析を行い、今後のプロモーションの在り方を含めた具体的な改善案を示すこと。また、分析結果の元となるデータ(日本語翻訳分)も合わせて提供すること。
- ・ 国が示す統計データを活用して、4市全体と各市の送客実績を把握できるよう効果検証を行うこと。

(5)その他

プロモーション内容については、連携都市のバランスを考慮したうえで提案すること。

3 主なスケジュール(案)

令和8年6月	契約・事業着手
6月～	事業実施
～12月頃まで	旅行博等への出展
令和9年2月28日まで	最終報告
3月19日	業務完了

4 履行期間

契約の締結日から令和9年3月19日(金)まで

5 業務遂行に関する協議等

受注者は、業務の遂行に当たって、随時経過報告を発注者へ行い、発注者と密接な連携に努めるものとし、その指示に従うものとする。

6 資料等の貸与及び返還

(1) 資料等の貸与

受注者は業務の遂行に必要な資料等の貸与を発注者へ申し出ることができる。

(2) 資料等の返還

受注者は、貸与された資料等の内容を第三者に漏らしてはならず、業務の完了後、速やかに発注者へ返還しなければならない。

7 成果物

(1) 成果物の内容

① 事業報告書

報告内容	(1) 市場ごとのプロモーション実施結果(KPIの達成状況含む) (2) プロモーションの効果検証(国が示す統計データなどを活用して、4市全体と各市の送客実績を把握できるように示す) (3) 今後のプロモーションの在り方を含めた具体的な改善提案 (4) その他、当該業務において必要なものとして作成した資料
提出部数	上記報告内容を記録した電子データ1式を提出

提出先	北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市、福岡国際空港株式会社
提出期限	令和9年3月19日(金)まで

② その他成果物

提出内容	事業の過程で作成した販促物(パンフレット、動画等)
提出部数	上記を記録した電子データ1式を提出
提出先	北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市、福岡国際空港株式会社
提出期限	令和9年3月19日(金)まで

(2) 成果物の提出

受注者は業務が完了した時は速やかに所定の成果物を発注者へ提出し、検査を受けなければならない。また、受注者は、中間段階における成果物を求められたときは、速やかに発注者へ提出しなければならない。

(3) 成果物の訂正

受注者は、提出した成果物の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても発注者と協議の上、受注者の負担において速やかに訂正し、発注者へ再提出しなければならない。

(4) 成果物の帰属

成果物は、全て発注者の所有とし、その承諾を得ずに公表、貸与、使用してはならない。

8 調査・報告

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

9 その他

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 契約後速やかに本業務のスケジュール表を提出すること。
- (3) 業務履行にあたっては、発注者と協議のうえ行うこと。また、必要な変更については必ず応じること。
- (4) 委託料は、当該業務の履行に必要な全ての経費を含むこと。

- (5) 業務履行にあたり、疑義が生じた場合には、発注者と協議しその指示に従うこと。
- (6) 事故発生の場合は、その都度、事故報告書を提出するものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めること。